小牧市東部地域トライアル活動支援補助金交付要綱

令和4年4月29日 4小東第127号

(通則)

第1条 小牧市東部地域トライアル活動支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、住民等の団体が実施する東部地域の振興に寄与するトライアル活動に要する費用の一部を補助することにより、令和4年3月に市が策定した東部振興構想(以下「構想」という。)に掲げる将来像の実現に向けたまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 東部地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2 第1項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針において設 定した地域区分のうち東部地域をいう。
 - (2) トライアル活動 構想に掲げる将来像の実現に寄与する取組のうち、 新たに開始しようとする取組又は従来からある複数の取組を組み合わ せた新たな取組を試行的に行う活動をいう。
 - (3) ワークショップ トライアル活動の実施を目的として市が開催する ワークショップをいう。

(補助対象団体)

- 第4条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象団体」という。) は、トライアル活動を実施しようとする団体(以下「団体」という。) であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 小牧市暴力団排除条例(平成24年小牧市条例第16号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が構成員となっていないもの
 - (2)条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないもの

- (3) 補助金の申請日において、団体の構成員のいずれかに、納期限が到来している本市の市税の滞納がないもの
- (4) 市が実施する東部地域トライアル活動報告会(以下「報告会」という。) に参加することができるもの
- (5) ワークショップに参加することができるもの(市長が認めるものを 除く。)

(補助事業)

- 第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、 補助対象団体が補助金の交付を受けようとする年度(以下「補助年度」 という。)の4月1日から翌年3月31日までの間に実施するトライア ル活動であり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 過去に当該補助対象団体がこの要綱に基づく補助金の交付を受けたトライアル活動と同一のもの(以下「同一トライアル活動」という。)
 - (2) 市の他の補助金等の交付を受けたことのあるもの
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、前年度に補助金の交付の決定を受けた同一トライアル活動であって、継続して実施するために補助金を交付する必要があると市長が認めるもの(以下「継続する同一トライアル活動」という。)は、補助事業とすることができる。
- 3 継続する同一トライアル活動に係る補助金の交付は、1回限りとする。 (補助対象経費)
- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、補助事業に要する費用とし、別表のとおりとする。ただし、人件費、 交際費、慶弔費、懇親会費、その他社会通念上公金で賄うことがふさわ しくない経費は、補助金の対象外とする。

(補助金の額)

第7条 市長は、予算の範囲内で、補助対象経費の額から当該補助事業に係る事業収入で得られた額を差し引いた額を補助金として交付する。ただし、その上限額は、トライアル活動にあっては20万円とし、継続する同一トライアル活動にあっては10万円とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助年度のワークショップ終了後から9月30日までの間に、小牧市東部地域トライアル活動支援補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出

しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、その期日を 延長することができる。

- (1) 東部地域トライアル活動事業計画書 (様式第2)
- (2) 団体の名簿 (様式第3)
- (3) 収支予算書
- (4) 東部地域トライアル活動事業計画書に係る参考資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

- 第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる 条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業に係る収支に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業の完了年度後、5年間保存すること。
 - (2) 市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況を報告すること。 (決定の通知)
- 第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに小牧市東部 地域トライアル活動支援補助金交付決定通知書(様式第4)により決定 の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした団体に通知す るものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 前条の通知を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、当該交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げをしようとする補助団体は、小牧市東部地域トライアル活動支援補助金交付申請取下書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(計画変更等)

第13条 補助団体は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の 内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき は、速やかに東部地域トライアル活動計画変更等承認申請書(様式第6) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書(様式第2)」とあるのは、「小牧市東部地域トライアル活動支援補助金計画変更等交付決定通知書」と読み替えるものとする。
- 3 前項後段の規定により読み替えて適用する小牧市東部地域トライアル 活動支援補助金計画変更等交付決定通知書は、様式第7によるものとす る。

(実績報告書等)

- 第14条 補助団体は、補助年度に開催される報告会において、補助事業 の成果を報告しなければならない。
- 2 補助団体は、前項の報告会の終了後から補助年度の3月31日までの間に東部地域トライアル活動実績報告書(様式第8)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書
 - (2) 活動内容報告書
 - (3) 領収書の写し又は支払証拠書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

- 第15条 補助団体は、補助金の請求をしようとするときは、規則第13 条の通知を受けた日から起算して20日以内に小牧市東部地域トライア ル活動支援補助金交付請求書(様式第9。以下「請求書」という。)を 提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助年度の翌年度の4月 30日とする。
- 2 補助金は、概算払をすることができる。
- 3 補助団体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、第11条の 通知を受けた日から起算して20日以内に小牧市東部地域トライアル活 動支援補助金概算払交付請求書(様式第10。以下「概算払請求書」と いう。)を提出するものとする。
- 4 市長は、請求書又は概算払請求書を受け取った日から起算して30日 以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の精算)

第16条 補助金の概算払を受けた補助団体は、補助金の額の確定後、速

やかに補助金を精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 補助団体が、第10条各号に規定する条件に従わないとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (4) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (5) 市長の承認を得ずに補助事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めたとき。
- 2 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、小 牧市東部地域トライアル活動支援補助金交付決定取消通知書(様式第 11)により通知する。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

- 第19条 補助団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産 を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸 し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、補助金の交付から5年を経過した後は、適用しない。 (雑則)
- 第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。 附 則(令和5年4小東1126号)
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市東部地域トライアル活動支援補助金交付要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の

申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市東部地域トライアル活動支援 補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧 市東部地域トライアル活動支援要綱の規定にかかわらず、当分の間、使 用することができる。

別表 (第6条関係)

補助対象経費	経費の種類
報償費	講師・専門家への謝礼等
旅費	交通費
	※視察研修費は、真に必要があると認められる場
	合に限り対象とすることができる。
需用費	資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告
	書等の印刷費、材料費、消耗品費等
	※備品購入に係る費用は、対象外とする。
	※飲食費は、会議等における必要な場合に限り、
	市の基準に準じて対象とすることができる。
役務費	翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料
その他の経費	その他市長が必要と認める経費